

市環 2－1

不利益処分の内容	一般廃棄物処理施設の改善又は使用の停止の命令		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	令和 6 年 8 月 21 日		
処 分 基 準			
一般廃棄物処理施設の改善又は使用の停止の命令は、法第 9 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときに行う。その内容及び程度については、鳥取市産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領（令和 3 年 1 月 2 7 日施行）に定めるところによる。			

市環 2－2

不利益処分の内容	一般廃棄物処理施設の許可の取消し		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の2		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令の規定において基準が言い尽くされているので、処分基準は、設定しない。			

市環 2－3

不利益処分の内容	産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為なし）の事業の停止の命令		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	令和 6 年 8 月 21 日		
処 分 基 準			
産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為なし）の事業の停止の命令は、法第 14 条の 3 各号のいずれかに該当するときに行うが、具体的には、行政処分の指針について（令和 3 年 4 月 1 4 日付環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に定めるところによるものとし、その内容及び程度については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3 等に係る法定受託事務に関する処理基準について（平成 23 年 3 月 15 日付環廃産発第 110310002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）及び鳥取市産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領（令和 3 年 1 月 2 7 日施行）に定めるところによる。			

市環 2－4

不利益処分の内容	産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為あり）の事業の停止の命令		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為あり）の事業の停止の命令は、法第 14 条の 3 各号のいずれかに該当するときに行うが、具体的には、行政処分の指針について（令和 3 年 4 月 1 4 日付環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に定めるところによるものとし、その内容及び程度については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3 等に係る法定受託事務に関する処理基準について（平成 23 年 3 月 15 日付環廃産発第 110310002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）及び鳥取市産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領（令和 3 年 1 月 2 7 日施行）に定めるところによる。			
変更日 令和 6 年 8 月 21 日			

市環 2－5

不利益処分の内容	産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為なし）の許可の取消し		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3 の 2		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	令和 6 年 8 月 21 日		
処 分 基 準			
産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為なし）の許可の取消しは、法第 14 条の 3 の 2 各号のいずれかに該当するときに行うが、具体的には、行政処分の指針について（令和 3 年 4 月 1 4 日付環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に定めるところによるものとし、その内容及び程度については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3 等に係る法定受託事務に関する処理基準について（平成 23 年 3 月 15 日付環廃産発第 110310002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）に定めるところによる。			

市環 2－6

不利益処分の内容	産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為あり）の許可の取消し		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3 の 2		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為あり）の許可の取消しは、法第 14 条の 3 の 2 各号のいずれかに該当するときに行うが、具体的には、行政処分の指針について（令和 3 年 4 月 1 4 日付環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に定めるところによるものとし、その内容及び程度については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3 等に係る法定受託事務に関する処理基準について（平成 23 年 3 月 15 日付環廃産発第 110310002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）に定めるところによる。			
変更日 令和 6 年 8 月 21 日			

市環 2－7

不利益処分の内容	産業廃棄物処分業の事業の停止の命令		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
産業廃棄物処分業の事業の停止の命令は、法第 14 条の 3 各号のいずれかに該当するときに行うが、具体的には、行政処分の指針について（令和 3 年 4 月 1 4 日付環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に定めるところによるものとし、その内容及び程度については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3 等に係る法定受託事務に関する処理基準について（平成 23 年 3 月 15 日付環廃産発第 110310002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）及び鳥取市産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領（令和 3 年 1 月 2 7 日施行）に定めるところによる。			
変更日 令和 6 年 8 月 21 日			

市環 2－8

不利益処分の内容	産業廃棄物処分業の許可の取消し		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3 の 2		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
産業廃棄物処分業の許可の取消しは、法第 14 条の 3 の 2 各号に該当するときに行うが、具体的には、行政処分の指針について（令和 3 年 4 月 1 4 日付環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に定めるところによる。			
変更日 令和 6 年 8 月 21 日			

市環 2－9

不利益処分の内容	特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の停止又は許可の取消し		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 6（第 14 条の 3 及び第 14 条の 3 の 2 準用）		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
特別管理産業廃棄物運搬業の事業の停止又は許可の取消しは、法第 14 条の 6 において準用する法第 14 条の 3 又は法第 14 条の 3 の 2 の規定により行うが、具体的には、行政処分の指針について（令和 3 年 4 月 1 4 日付環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に定めるところによるものとし、その内容及び程度については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3 等に係る法定受託事務に関する処理基準について（平成 23 年 3 月 15 日付環廃産発第 110310002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）及び鳥取市産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領（令和 3 年 1 月 2 7 日施行）に定めるところによる。			
変更日 令和 6 年 8 月 21 日			

市環 2－10

不利益処分の内容	特別管理産業廃棄物処分業の事業の停止又は許可の取消し		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 6（第 14 条の 3 及び第 14 条の 3 の 2 準用）		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
特別管理産業廃棄物処分業の事業の停止又は許可の取消しは、法第 14 条の 6 において準用する法第 14 条の 3 又は法第 14 条の 3 の 2 の規定により行うが、具体的には、行政処分の指針について（令和 3 年 4 月 1 4 日付環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に定めるところによるものとし、その内容及び程度については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3 等に係る法定受託事務に関する処理基準について（平成 23 年 3 月 15 日付環廃産発第 110310002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）及び鳥取市産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領（令和 3 年 1 月 2 7 日施行）に定めるところによる。			
変更日 令和 6 年 8 月 21 日			

市環 2－1 1

不利益処分の内容	産業廃棄物処理施設の改善又は使用の停止の命令		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 7		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
産業廃棄物処理施設の改善又は使用の停止の命令は、法第 15 条の 2 の 7 各号のいずれかに該当するときに行うが、具体的には、行政処分の指針について（令和 3 年 4 月 1 4 日付環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に定めるところによるものとし、その内容及び程度については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3 等に係る法定受託事務に関する処理基準について（平成 23 年 3 月 15 日付環廃産第 110310002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）及び鳥取市産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領（令和 3 年 1 月 2 7 日施行）に定めるところによる。			
変更日 令和 6 年 8 月 21 日			

市環 2－1 2

不利益処分の内容	産業廃棄物処理施設の許可の取消し		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 15 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による産業廃棄物処理施設の許可の取消しは、行政処分の指針について（令和 3 年 4 月 1 4 日付環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 3 等に係る法定受託事務に関する処理基準について（平成 23 年 3 月 15 日付環廃産発第 110310002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策部長通知）に定めるところによるものとする。			
変更日 令和 6 年 8 月 21 日			

市環 2－1 3

不利益処分の内容	産業廃棄物の処理に関する改善命令		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 3 第 1 項第 2 号		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 19 条の 3 第 1 項の廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置の命令は、同項第 2 号に該当する場合に行うが、具体的には、行政処分の指針について（令和 3 年 4 月 1 4 日付環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に定めるところによるものとし、その内容は、事案ごとに個別に判断する。			
変更日 令和 6 年 8 月 21 日			

市環 2－1 4

不利益処分の内容	産業廃棄物の処理に関する措置命令（処分者等に対するもの）		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 5		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 19 条の 5 第 1 項に該当する場合に生活環境保全上の支障の除去等の措置の命令を行うが、具体的には行政処分の指針について（令和 3 年 4 月 1 4 日付環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に定めるところによるものとし、その内容は、事案ごとに個別に判断する。			
変更日 令和 6 年 8 月 21 日			

市環 2－15

不利益処分の内容	産業廃棄物の処理に関する措置命令（排出事業者等に対するもの）		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 6		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 19 条の 6 第 1 項の支障の除去等の命令は、法第 19 条の 5 第 1 項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、法第 19 条の 6 第 1 項各号のいずれにも該当すると認められるときに行うが、具体的には行政処分の指針について（令和 3 年 4 月 1 4 日付環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）に定めるところによるものとし、その内容は、事案ごとに個別に判断する。			
変更日 令和 6 年 8 月 21 日			

市環 2－16

不利益処分の内容	特定処理施設での事故時の措置に係る命令		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条の 2 第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 21 条の 2 第 2 項の応急措置の命令は、同条第 1 項の措置を講じていないと認めるときに行うが、具体的には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成 16 年 10 月 27 日付環廃対発第 041027004 号、環廃産発第 0401027003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）第二の 3 に定めるところによるものとし、命令の内容については事案ごとに個別に判断する。			

市環 2 - 1 7

不利益処分の内容	廃棄物再生事業者の登録の取消し		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 22 条		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令の規定において基準が言い尽くされているので、処分基準は、設定しない。			
○関連規定 法施行令第 2 2 条			

市環 2 - 1 8

不利益処分の内容	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に関する改善命令		
根拠法令及び条項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 12 条		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 12 条の措置の命令は、法第 10 条第 1 項又は第 3 項、法施行令第 6 条の規定に違反した場合に行うが、その内容及び程度については事案により個別に判断する。			

市環 2－19

不利益処分の内容	引取業者の登録の取消し又は業務の停止命令		
根拠法令及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第 51 条第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令及び条例の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。 ○関連規定 法第 51 条第 1 項（法第 42 条第 1 項及び第 2 項、第 45 条第 1 項）			

市環 2－20

不利益処分の内容	フロン類回収業者の登録の取消し又は業務の停止命令		
根拠法令及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第 58 条第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令及び条例の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			
○関連規定 法第 58 条第 1 項（法第 53 条第 1 項及び第 2 項、第 56 条第 1 項）			

市環 2－2 1

不利益処分の内容	解体業者の許可の取消し又は業務の停止命令		
根拠法令及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第 66 条		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。 ○関連規定 法第 66 条（法第 60 条第 1 項及び第 2 項、第 62 条第 1 項第 1 号及び第 2 号イからヌまで）			

市環 2－2 2

不利益処分の内容	破砕業者の許可の取消し又は業務の停止命令		
根拠法令及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第 72 条（第 66 条準用）		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。 ○関連規定 法第 66 条（法第 60 条第 1 項及び第 2 項、第 62 条第 1 項第 1 号及び第 2 号イからヌまで）			

市環 2－2 3

不利益処分の内容	関連事業者に対する移動報告等に係る措置命令		
根拠法令及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第 90 条第 3 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

市環 2－2 4

不利益処分の内容	使用済物品の保管又は収集の方法の変更その他必要な措置の命令		
根拠法令及び条項	鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第 14 条第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 条例の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。 ○関連規定 条例第 8 条			

市環 2 - 2 5

不利益処分の内容	使用済物品の移動、処分その他必要な措置の命令		
根拠法令及び条項	鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第 14 条第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 条例の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。 ○関連規定 条例第 1 0 条			

市環 2－2 6

不利益処分の内容	悪臭物質排出減少措置の実施命令		
根拠法令及び条項	悪臭防止法第 8 条第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「悪臭防止法の施行について（昭和 47 年 6 月 7 日付け環大特第 31 号環境事務次官通達）」第 6 及び「悪臭防止法の施行について（昭和 47 年 8 月 31 日付け環大特第 48 号環境庁大気保全局長通達）」第 4 による。			
変更日 平成 12 年 7 月 31 日			
変更日 平成 23 年 11 月 30 日			

市環 2－2 7

不利益処分の内容	振動防止方法の改善命令		
根拠法令及び条項	振動規制法第 12 条第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「振動規制法の施行について（昭和 51 年 12 月 1 日付け環大特第 154 号環境事務次官通達）」第 3 の 4 及び 5 による。			

市環 2－28

不利益処分の内容	振動防止方法の改善命令		
根拠法令及び条項	振動規制法第 15 条第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「振動規制法の施行について（昭和 51 年 12 月 1 日付け環大特第 154 号環境事務次官通達）」第 4 の 4 による。			

市環 2－29

不利益処分の内容	騒音防止方法の改善命令		
根拠法令及び条項	騒音規制法第 12 条第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「騒音規制法の施行について（昭和 44 年 1 月 30 日付け厚生省環第 30 号・44 農経 C 第 229 号・44 企第 678 号・官開第 35 号・建設省計連発第 2 号厚生事務次官・農林事務次官・通商産業事務次官・運輸事務次官・建設事務次官通達）」第 2 の 4 及び 5 による。			

市環 2－3 0

不利益処分の内容	騒音防止方法の改善命令		
根拠法令及び条項	騒音規制法第 15 条第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
「騒音規制法の施行について（昭和 44 年 1 月 30 日付け厚生省環第 30 号・44 農経 C 第 229 号・44 企第 678 号・官開第 35 号・建設省計連発第 2 号厚生事務次官・農林事務次官・通商産業事務次官・運輸事務次官・建設事務次官通達）」第 3 の 4 による。			

市環 2－3 1

不利益処分の内容	放送の停止等の措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取県公害防止条例第 58 条の 3 第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 不利益処分をする基準			
次の規定による勧告に従わない場合			
第 58 条の 3 第 1 項関係			
市長は、前条の規定に違反する放送に係る騒音によりその周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該放送をしている者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該放送の停止、拡声機の使用の方法の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。			
2 不利益処分の内容及び程度			
(1) 内 容			
放送の停止、拡声機の使用の方法の改善その他の措置をとるべきことの命令			
(2) 程 度			
拡声器を使用する放送の制限に違反する放送に係る騒音によりその周辺の生活環境が損なわれている事態を除去するために必要な限度（事案により個別に判断）			

市環 2－3 2

不利益処分の内容	燃焼行為の停止等の措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取県公害防止条例第 58 条の 5 第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 不利益処分をする基準			
次の規定による勧告に従わない場合			
第 58 条の 5 第 1 項関係			
市長は、前条の規定に違反する燃焼行為によりその周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該燃焼行為をしている者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該燃焼行為の停止、燃焼方法の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。			
2 不利益処分の内容及び程度			
(1) 内 容			
燃焼行為の停止、燃焼方法の改善その他の措置をとるべきことの命令			
(2) 程 度			
屋外における燃焼行為の制限に違反する燃焼行為によりその周辺の生活環境が損なわれている事態を除去するために必要な限度（事案により個別に判断）			

市環 2－3 3

不利益処分の内容	汚水関係特定施設の計画変更命令		
根拠法令及び条項	鳥取県公害防止条例第 38 条		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
汚水関係特定施設の設置の届出又は届出事項の変更のうち構造等に関するものの届出について、施設の排出水の汚染状態が排水基準に適合しないときは、届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出に係る汚水関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更又は汚水関係特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。			

市環 2－3 4

不利益処分の内容	汚水関係特定施設設置者への改善命令		
根拠法令及び条項	鳥取県公害防止条例第 43 条第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
排出水を排出する者が、その汚染状態が当該汚水関係特定事業場の排水溝において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて汚水関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は汚水関係特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。			

市環 2－3 5

不利益処分の内容	特定汚水等の処理の方法の変更等の命令		
根拠法令及び条項	鳥取県公害防止条例第 45 条第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
工場又は事業場の設置者が、地下浸透方式により特定汚水等を処理するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定汚水等の処理の方法の変更を命じ、又は地下浸透方式による特定汚水等の処理の停止を命ずることができる。			

市環 2－3 6

不利益処分の内容	汚水関係特定事業場における事故時の措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取県公害防止条例第 45 条の 2 第 3 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
汚水関係特定事業場の設置者その他の工場又は事業場の設置者が条例第 45 条の 2 第 2 項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対して、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。			

市環 2－3 7

不利益処分の内容	特定施設等の排出水の汚水が排水基準に適合しない場合の計画変更等の命令		
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 8 条		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
特定施設の設置の届出又は届出事項の変更のうち構造等に関するものの届出について、施設の排出水の汚染状態が、排水基準を定める政令に定める排水基準に適合しないとき又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 に定める要件に該当するときは、届出を受理した日から 60 日以内に計画の変更又は計画の廃止を命ずることができる。			
変更日 平成 30 年 4 月 1 日			

市環 2 - 3 8

不利益処分の内容	指定地域内特定施設等の排出水の汚水が排水基準に適合しない場合の措置命令		
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 8 条の 2		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
本市には水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域はなく、当該処分は現時点であり得ないので、処分基準は設定しない。			

市環 2 - 3 9

不利益処分の内容	排水水排出者に対する改善命令等		
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 13 条第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
排水基準を定める政令に定める排水基準に適合しない排水水が排出されるおそれがある場合には、特定施設の構造、特定施設の使用、汚水処理の方法の改善を命令する、又は特定施設の使用、排水水の排水の一時停止を命ずることができる。 具体的には、「水質汚濁防止法の施行について」（昭和 46 年 7 月 31 日付け環水管第 12 号環境事務次官通知）による。			
変更日 平成 30 年 4 月 1 日			

市環 2 - 4 0

不利益処分の内容	指定地域内に排水水を排出する者に対する改善措置命令		
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 13 条第 3 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
本市には水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域はなく、当該処分は現時点であり得ないので、処分基準は設定しない。			

市環 2 - 4 1

不利益処分の内容	有害物質使用特定事業場から水を排水する者に対する改善命令等		
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 13 条の 2 第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
有害物質使用特定事業場から水を排水する者が、有害物質を含む水を地下に浸透させるおそれがあると認めるときは、汚水等の処理方法の改善又は特定施設の使用若しくは地下浸透水の一時停止を命ずることができる。 具体的には、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成元年 9 月 14 日付け環水管第 188 号環境事務次官通知）第 6 (1)による。			
変更日 平成 30 年 4 月 1 日			

市環 2－4 2

不利益処分の内容	有害物質使用特定事業場から水を排水する者に対する改善命令等		
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 13 条の 3 第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
有害物質使用特定施設を設置しているものが法第 12 条の 4 の基準を順守していないと認めるときは、そのものに対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。			

市環 2－4 3

不利益処分の内容	事故時の有害物質等の流失防止のための措置命令		
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 14 条の 2 第 4 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときに、また、特定事業場以外の工場又は事業場での貯油施設等を設置する者の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときに、直ちに講ずべき応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し適切な応急措置を講ずるよう命ずることができる。 具体的には、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成元年 9 月 14 日付け環水管第 188 号環境事務次官通知）第 8、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成 8 年 10 月 1 日付け環水管第 275 号、環水規第 319 号環境事務次官通知）記の第 3 及び「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成 8 年 10 月 1 日付け環水管第 276 号、環水規第 320 号環境庁水質保全局長通知）記のⅡによる。「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成 23 年 3 月 16 日付け環水大発第 110316001 号、環水大水発第 110316002 号環境省水・大気環境局長通知）の別紙 2 による。			
変更日 平成 30 年 4 月 1 日			

市環 2－4 4

不利益処分の内容	地下水の水質浄化に係る措置命令		
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 14 条の 3 第 1 項及び第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
有害物質に該当する物質を含む水を地下へ浸透させ、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、相当の期間を定めて、地下水の水質浄化のための措置を講ずるよう命ずることができる。 ここで、「相当の期間」は、有害物質の内容、流失量、流失期間、汚染原因者の技術力や経済的能力等を考慮し、適宜設定した期間とする。 その他具体的には、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成 8 年 10 月 1 日付け環水管第 275 号、環水規第 319 号環境事務次官通知）記の第 2 及び「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成 8 年 10 月 1 日付け環水管第 276 号、環水規第 320 号環境庁水質保全局長通知）記の I による。			
変更日 平成 30 年 4 月 1 日			

市環 2－4 5

不利益処分の内容	緊急時における排水水排出者に対する措置命令		
根拠法令及び条項	水質汚濁防止法第 18 条		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
異常な渇水等によって、公共用水域の汚濁が著しくなったときは、その区域の排水者に対し、排水量の減少等の措置を講ずるよう命ずることができる。			
具体的には、「水質汚濁防止法の施行について」（昭和 46 年 7 月 31 日付け環水管第 12 号環境事務次官通知）第 8 による。			
変更日 平成 30 年 4 月 1 日			

市環 2－4 6

不利益処分の内容	法令の規定に違反した公害防止統括者等に対する解任命令		
根拠法令及び条項	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 10 条		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
公害防止統括者等が、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規正法、振動規正法、ダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定並びにこれらの法律の規定に相当する鉱山保安法、ガス事業法、電気事業法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したときは、特定事業者に対し公害防止統括者等の解任を命ずることができる。			
具体的には、「公害防止統括者の選任の届出等について」（昭和 47 年 8 月 25 日付け保局第 392 号局長通達）第 2 による。			
変更日 平成 30 年 4 月 1 日			

市環 2－4 7

不利益処分の内容	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る土壤汚染状況調査を行うべき土地所有者等への通知		
根拠法令及び条項	土壤汚染対策法第 3 条第 3 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	水質汚濁防止法第 10 条の規定による特定施設の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質を設置していたもの以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知する。		

市環 2－4 8

不利益処分の内容	有害物質使用特定施設の所有者等に対する報告、是正命令		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 3 条第 4 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
有害物質使用特定施設の敷地であった土地の所有者等が法第 3 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その土地の所有者等に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正することを命ずることができる。			
具体的には、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号環境省水・大気環境局長通知）第 3－1－(3)による。			
変更日 平成 30 年 4 月 1 日			

市環 2－4 9

不利益処分の内容	土壌汚染のおそれがある土地形質の変更が行われる場合の調査とその結果の報告命令		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 4 条第 3 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
3,000 ㎡以上の土地の形質を変更する場合において、当該土地が特定有害物質による土壌汚染のおそれのあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査させてその結果を報告することを命ずることができる。当該命令は、法第 4 条第 3 項に規定する調査の対象となる土地の範囲及び特定有害物質の種類を記載し、書面により行う。			
具体的には、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号環境省水・大気環境局長通知）第 3－2－(4)による。			
変更日 平成 30 年 4 月 1 日			

市環 2－5 0

不利益処分の内容	土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがある土地の調査とその結果の報告命令		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 5 条第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 3 条第 1 項、第 4 条第 3 項に規定するもののほか、特定有害物質による土壌汚染により人の健康に被害が生ずるおそれのある土地があると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査させて、その結果を報告することを命ずることができる。 命令は、法第 5 条第 1 項に規定する調査の対象となる土地の範囲及び特定有害物質の種類を記載し、書面により行う。 具体的には、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号環境省水・大気環境局長通知）第 3－3－(3)による。			
変更日 平成 22 年 4 月 1 日			
変更日 平成 30 年 4 月 1 日			

市環 2－5 1

不利益処分の内容	汚染の除去等の措置の指示		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 7 条第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
要措置区域の指定をしたときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示する。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をしたものに汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示をする。			

市環 2－5 2

不利益処分の内容	汚染の除去等の措置命令		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 7 条第 4 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
要措置区域内の土地の所有者が期限までに汚染の除去等の指示措置を講じない場合は、土地所有者に対し、相当の期限を定めて、指示措置を講ずべきことを命ずることができる。			
具体的には、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号環境省水・大気環境局長通知）第 4－1－(6)による。			
変更日 平成 22 年 4 月 1 日			
変更日 平成 30 年 4 月 1 日			

市環 2－5 3

不利益処分の内容	形質変更時要届出区域内における土地の形質変更の施行方法に対する計画変更命令		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 12 条第 4 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 17 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
形質変更時要届出区域内における土地の形質変更届出が、土壌汚染対策法施行規則第 53 条に定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 14 日以内に、その届出をした者に対し、施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。			
具体的には、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号環境省水・大気環境局長通知）第 4－2－(3)による。			
変更日 平成 22 年 4 月 1 日			
変更日 平成 30 年 4 月 1 日			

市環 2－5 4

不利益処分の内容	要措置区域等外への汚染土壌の搬出に対する計画変更命令		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 16 条第 4 項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 22 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
要措置区域又は形質変更時要届出区域内の汚染土壌を区域外へ搬出しようとする者が、法第 16 条第 4 項各号のいずれかに違反している場合は、その届出を受理した日から 14 日以内に、その届出をした者に対し搬出方法等に関する計画の変更を命ずることができる。 具体的には、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号環境省水・大気環境局長通知）第 5－1－(2)による。			
変更日 平成 30 年 4 月 1 日			

市環 2－5 5

不利益処分の内容	汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置命令		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 19 条		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物資による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定めるものに対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
(1) 法第 17 条の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行ったもの			
(2) 法第 18 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壌を当該要措置区域当該へ搬出したもの			
具体的には、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」(平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号環境省水・大気環境局長通知) 第 5－1－(6)による。			

市環 2－5 6

不利益処分の内容	汚染土壌処理に対する改善命令		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 24 条		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 22 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
汚染土壌処理業者により法第 22 条第 6 項の環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に対し、相当の期間を定めて、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。			
変更日 平成 30 年 4 月 1 日			

市環 2－5 7

不利益処分の内容	汚染土壌処理業の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 25 条		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 22 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は 1 年以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。			
1 法第 22 条第 3 項第 2 号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき。			
2 汚染土壌処理施設又はその者の能力が法施行規則第 4 条で定める基準に適合しなくなったとき。			
3 法第 4 章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。			
4 不正の手段により法第 22 条第 1 項の許可（同条第 4 項の許可の更新を含む。）又は法第 23 条第 1 項の変更の許可を受けたとき。			

市環 2－5 8

不利益処分の内容	許可取消し等の場合の汚染除去等の措置命令		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第 27 条第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 26 条に規定する汚染土壌処理施設の特定有害物質による被害により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずる恐れがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供したものに對し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
具体的には、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号環境省水・大気環境局長通知）第 5 の 2(10)による。			

市環 2－5 9

不利益処分の内容	ばい煙発生施設の設置の届出、構造等の変更の届出に係る計画変更命令及び計画の廃止命令		
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 9 条		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。			

市環 2－6 0

不利益処分の内容	ばい煙発生施設の構造等の改善命令及びばい煙発生施設の使用の一時停止命令		
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 14 条第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
ばい煙排出者がばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときに期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。			
具体的には、昭和 46 年 8 月 19 日付け環境事務次官通知（環大企第 3 号）の第 3 の 6 (2)による。			

市環 2－6 1

不利益処分の内容	ばい煙発生施設事故時の措置命令		
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 17 条第 3 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 17 条第 3 項の命令は、同条第 1 項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときに行うが、具体的には、平成 9 年 2 月 12 日付け環境庁環境保全局長通知（環大規第 31 号）第 3 による。			

市環 2－6 2

不利益処分の内容	水銀排出施設の設置の届出、構造等の変更に係る計画変更命令及び計画の廃止命令		
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 18 条の 26		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 18 条の 26 の命令は、水銀排出施設から排出される水銀濃度が排出基準に適合しないときに行う。			

市環 2－6 3

不利益処分の内容	水銀排出施設の構造等の改善命令及び水銀排出施設の使用の一時停止命令		
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 18 条の 29 第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 18 条の 29 第 2 項の命令は、同条第 1 項に基づく勧告に従わないときに行うものとする。			

市環 2－6 4

不利益処分の内容	揮発性有機化合物排出施設の設置の届出、構造等の変更届出に係る計画変更命令及び計画の廃止命令		
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 17 条の 8		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 17 条の 8 の命令は、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度がその揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準に適合しないと認めるときに行うが、具体的には、平成 17 年 6 月 17 日付け環境省環境管理局長通知（環管大発第 050617001 号）第 6 による。			

市環 2－6 5

不利益処分の内容	揮発性有機化合物排出施設の構造等の改善命令及び揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止命令		
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 17 条の 11		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 17 条の 11 の命令は、揮発性有機化合物排出者が排出する揮発性有機化合物の排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるときに行うが、具体的には、平成 17 年 6 月 17 日付け環境省環境管理局長通知（環管大発第 050617001 号）第 9 による。			

市環 2－6 6

不利益処分の内容	特定粉じん発生施設の設置の届出、構造等の変更に係る計画変更命令及び計画の廃止命令		
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 18 条の 8		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 18 条の 8 の命令は、特定粉じん発生施設が設置される工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときに行うが、具体的には、平成元年 12 月 27 日付け環境事務次官通知（環大企第 489 号）第 5 による。			

市環 2－6 7

不利益処分の内容	特定粉じん発生施設の構造等の改善命令及び特定粉じん発生施設の使用の一時停止命令		
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 18 条の 11		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 18 条の 11 の命令は、特定粉じん排出者が排出し、又は飛散させる特定粉じんの当該工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときに行うが、具体的には、平成元年 12 月 27 日付け環境庁大気保全局長通知（環大企第 490 号）第 3 による。			

市環 2－6 8

不利益処分の内容	特定粉じん排出等作業の計画変更命令		
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 18 条の 16		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 18 条の 16 の命令は、特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときに行うが、具体的には、平成 9 年 2 月 12 日付け環境庁大気保全局長通知（環大規第 31 号）第 1 の 4 による。			

市環 2－6 9

不利益処分の内容	特定粉じん排出等作業の作業基準適合命令及び特定粉じん排出等作業の一時停止命令		
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 18 条の 19		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 18 条の 19 の命令は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときに行うが、具体的には、平成 9 年 2 月 12 日付け環境庁大気保全局長通知（環大規第 31 号）第 1 の 5 による。			

市環 2－7 0

不利益処分の内容	一般粉じん発生施設の基準適合及び一時使用停止の命令		
根拠法令及び条項	大気汚染防止法第 18 条の 4		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 24 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
一般粉じん発生施設を設置している者が大気汚染防止法施行規則第 16 条（別表第 6）で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該一般粉じん発生施設について基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。			

市環 2－7 1

不利益処分の内容	粉じん関係特定施設の基準適合及び一時使用停止の命令		
根拠法令及び条項	鳥取県公害防止条例第 31 条		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 24 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
粉じん関係特定施設を設置している者が鳥取県公害防止条例施行規則第 4 条（別表第 2）で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん関係特定施設について基準に従うべきことを命じ、又は当該粉じん関係特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。			

市環 2－7 2

不利益処分の内容	騒音関係特定施設の設置、数等の変更の届出に係る計画変更命令及び騒音関係特定工場等における騒音の防止の方法等改善命令		
根拠法令及び条項	鳥取県公害防止条例第 54 条第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 不利益処分をする基準 同条例第 51 条及び第 54 条第 1 項の規定による勧告に従わないとき。			
2 不利益処分の内容及び程度			
(1) 内 容 騒音の防止の方法又は騒音関係特定施設の使用の方法もしくは配置に関する計画を変更する。 騒音の防止の方法又は騒音関係特定施設の使用の方法もしくは配置を変更する。			
(2) 程 度 周辺の生活環境がそこなわれると認めるとき、その事態を除去するために必要な限度において変更する。			

市環 2－7 3

不利益処分の内容	深夜における騒音に関する改善等命令		
根拠法令及び条項	鳥取県公害防止条例第 58 条第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 不利益処分をする基準 同条例第 58 条第 1 項の規定による勧告に従わないで事業活動を行っているとき。			
2 不利益処分の内容及び程度			
(1) 内 容 騒音の防止の方法の改善、騒音を発生する施設の使用の方法又は配置の変更その他の措置をとる。			
(2) 程 度 周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるとき、その事態を除去するために必要な限度において措置をとる。			

市環 2－7 4

不利益処分の内容	解体等作業を伴う建設工事の一時停止命令		
根拠法令及び条項	鳥取県石綿健康被害防止条例第 6 条の 5 第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 不利益処分をする基準			
同条例第 6 条の 5 第 1 項に基づく勧告に従わないで解体等作業を伴う建設工事を施工しているとき。			
2 不利益処分の内容及び程度			
(1) 内 容 解体等作業を伴う建設工事を一時停止する。			
同条例第 6 条の 2 第 1 項又は大気汚染防止法第 1 8 条の 1 7 第 1 項の規定による調査の結果を知事に報告する。			
(2) 程 度 調査の結果を知事に報告するまで、解体等作業を伴う建設工事を一時停止する。			

市環 2－7 5

不利益処分の内容	石綿粉じん排出等作業の基準適合命令又は作業の一時停止命令		
根拠法令及び条項	鳥取県石綿健康被害防止条例第 8 条第 2 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
1 不利益処分をする基準			
同条例第 8 条第 1 項に基づく勧告に従わないで石綿粉じん排出等作業を行っているとき			
2 不利益処分の内容及び程度			
(1) 内 容 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿粉じんの処理方法若しくは飛散防止の方法を改善する。			
石綿粉じん排出等作業を一時停止する。			
(2) 程 度 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿粉じんの処理方法等が改善されるまで作業を停止する。			

市環 2－7 6

不利益処分の内容	特定施設の排出ガス又は排出水が排出基準に適合しない場合の計画変更命令		
根拠法令及び条項	ダイオキシン類対策特別措置法第 15 条		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
特定施設の設置の届出又は届出事項の変更のうち構造等に関するものの届出について、施設の排出ガス若しくは排出水の汚染状態が、第 8 条第 1 項の排出基準に適合しないと認めるときは、その届出をしたものに対し、届出を受理した日から 60 日以内に計画の変更又は計画の廃止を命ずることができる。			

市環 2－7 7

不利益処分の内容	総量規制基準に適合しない総量規制基準適用事業場への改善命令		
根拠法令及び条項	ダイオキシン類対策特別措置法第 16 条		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
本市にはダイオキシン類対策特別措置法第 10 条に規定する指定地域はないため、処分基準は設定しない。			

市環 2－7 8

不利益処分の内容	排出ガス又は排出水が排出基準に適合しないおそれがある場合の改善命令		
根拠法令及び条項	ダイオキシン類対策特別措置法第 22 条第 1 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において、排出基準に適合しない排出ガス若しくは排出水を継続して排出するおそれがあるとき、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。			

市環 2－7 9

不利益処分の内容	総量規制基準に適合しない排出ガスを排出するおそれがある事業場への改善命令		
根拠法令及び条項	ダイオキシン類対策特別措置法第 22 条第 3 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
本市にはダイオキシン類対策特別措置法第 10 条に規定する指定地域はないため、処分基準は設定しない。			

市環 2－8 0

不利益処分の内容	事故によりダイオキシン類が環境中に排出された際、事故の拡大又は再発の防止のための措置命令		
根拠法令及び条項	ダイオキシン類対策特別措置法第 23 条第 3 項		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に大量に排出される事故が発生した際、当該事故に係る特定事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあるとき、当該特定施設の設置者に対してその事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置を取るべきことを命ずることができる。			

市環 2－8 1

不利益処分の内容	特定建築物所有者への改善命令等		
根拠法令及び条項	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難であるため、処分基準は設定しない。			

市環 2－8 2

不利益処分の内容	登録営業所の登録の取消し		
根拠法令及び条項	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 4		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難であるため、処分基準は設定しない。			

市環 2－8 3

不利益処分の内容	温泉利用許可の取消し等		
根拠法令及び条項	温泉法第 31 条		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
法第 31 条第 1 項の温泉の利用の許可の取消しは同項各号のいずれかに該当するとき、同条第 2 項の温泉の利用の制限若しくは危害予防の措置の命令は同条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当するときに行うが、これらの規定に該当するかどうかの判断は、昭和 50 年 7 月 12 日環自企第 424 号環境庁自然保護局長通知によるものとし、その処分内容及び程度は、事案ごとに個別に判断する。			

市環 2 - 8 4

不利益処分の内容	給水停止命令		
根拠法令及び条項	水道法第 37 条		
担 当 課	環境保全課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 10 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
専用水道又は簡易専用水道の設置者が水道法第 36 条第 1 項若しくは第 3 項の規定に基づく指示に従わない場合において、又は同条項 2 項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道利用者の利益を阻害すると認めるとき、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該専用水道又は簡易専用水道の設置者に対し当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。			
変更日 平成 30 年 4 月 1 日			